

第9 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第3章 第2節 第9

不 当 事 項

補 助 金

- (251) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (293)

科 目	(一般勘定)生産性向上業務費 新事業展開・創業支援業務費
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
補助の根拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
補助事業者 (事業主体)	会社1、団体2、計3補助事業者 (1会社)
間接補助事業者 (事業主体)	会社35、個人事業主7、計42間接補助事業者
機構の補助金	サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金、中小企業等事業再構築促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
事業費の合計	305,126,210円
補助対象事業費 の合計	277,387,464円
上記に対する機構の補助金交付額 の合計	184,225,369円
不当と認める補助対象事業費 の合計	260,168,664円
上記に対する不当と認める機構の補助金相当額の 合計	172,746,169円

1 補助金等の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者等の事業等に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、補助事業が適切に実施されているかなどに着眼して、417会社、35個人事業主及び8団体において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、36会社、7個人事業主、計43事業主体がサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金、中小企業等事業再構築促進補助金及びものづくり・商業・サービス生産性向

上促進補助金を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されているなどして、これらに係る機構の補助金 172,746,169 円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

(1) 実質的還元による不正が行われたことなどにより、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金が過大に交付されていたもの

41 件 不当と認める機構の補助金 147,558,703 円

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金(以下「IT 導入補助金」という。)は、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)等に基づき、IT 導入支援事業者を通じて生産性向上に資する IT ツールを導入する事業(以下「IT 導入事業」という。)を実施する中小企業・小規模事業者等(以下「事業主体」という。)に対して、これに要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)から補助金の交付を受けた一般社団法人サービスデザイン推進協議会(以下「サ推協」という。)が補助するものである(制度等の概要については、後掲 494 ページの「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が IT ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの」参照)。

本院が、令和 2 年度から 4 年度までの間に 315 事業主体が実施した 383 事業の IT 導入事業を対象として検査したところ、41 事業主体が実施した 55 事業(IT 導入補助金交付額計 147,558,703 円(機構の補助金相当額同額))において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 実質的還元等による不正が行われていた事態

(30 事業主体、41 事業、IT 導入補助金計 108,127,473 円(機構の補助金相当額同額))

30 事業主体が実施した 41 事業において、事業主体は、いずれも、IT 導入支援事業者等からの働きかけを受けて、IT ツールの導入に当たり、IT 導入補助金の交付と前後して IT 導入支援事業者やその関係会社等から協賛金や実態を伴わない紹介料等の名目により還流を受けるなどして、事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの実質的^(注1)還元による不正を行っていた。また、当該事業主体の中には、上記に付随して事業主体自身が行うべき交付申請等の手続を IT 導入支援事業者等の第三者に委ねていたもの(以下「第三者申請」という。)や、実際には支払っていない事業費を支払ったこととする虚偽の事業実績報告(以下、事業実績報告を「実績報告」という。)を行うなどの虚偽申請を行っていたものが見受けられた。

(注1) 実質的還元 交付規程等において、交付決定を取り消すこととされている事由の一つであり、IT ツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とするような販売方法(形式や時期を問わず事業主体に実質的に還元を行うもの)又は一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為をいう。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。